

Ⅱ. 法 学 部

1. 法学部法律学科の履修について[法律専攻・法律専門職専攻・政治専攻共通]

1-1. 卒業に必要な最低単位数

いずれの専攻においても、本学に4年（8学期）以上在学し、所定の単位を修得すれば卒業と認定し、法学部法律学科にあつては、学士（法学）の学位が授与される。ただし、1～4年の各年次に1学期以上在学することが必要である。卒業に要する単位数は下表のとおりである。

なお、本学に3年（6学期）以上在学し、3年次終了時における卒業を願い出た者については、卒業に必要な所定の単位を修得し、かつ、3年次終了時において不合格科目を含む累積GPAが3.50以上である場合には、卒業と認定し、法学部法律学科にあつては、学士（法学）の学位が授与される。

授業科目 \ 専攻	法律専攻・法律専門職専攻・政治専攻	備考
教養総合科目	36単位以上	
専門教育科目	64単位以上	
合計	124単位以上	

注) 教養総合科目、専門教育科目から上の表のとおり単位を修得し、合計124単位以上修得すること。

1-2. 進級条件

進級の時期は各年度の始めとする。進級するには、いずれの専攻においても、各年次において1学期以上在学することが必要である。また、2年次から3年次への進級には、次の条件を満たしていなければならない。

2年次終了までに3学期以上在学し、卒業に必要な単位で34単位以上を修得すること。

1-3. 受講キャンパス

いずれの専攻においても、1年次は、教養総合科目の基礎科目群の中の必修科目（First Year English I・II、English I）を、1週間のうち1日、横浜たまプラーザキャンパスで受講するが、それ以外は履修規程にしたがい、両キャンパスで自由に授業を受けることができる。専門教育科目はすべて渋谷キャンパスで開講される。したがって、2～4年次は渋谷キャンパスのみでの履修が可能である。

1-4. 専攻の変更

専攻ごとに欠員がある場合に限り、所定の手続・選考を経たうえで、専攻の変更を許可することがある。専攻を変更するための資格、出願受付期間、出願手続、選考日程等については、別途公表される要項を参照すること。

1-5. 年次別履修単位制限(CAP制)

年次別に登録できる単位数が制限されているので、年次別の枠を超えて履修することはできない。(P4参照)